平成２１年（フ）第３５２号
埼玉県深谷市永田1052番地
債務者　腰塚美佐子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３６２号
埼玉県児玉郡神川町大字新宿231番地７
債務者　萩原　千春
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２４号
千葉県香取市三ノ分目111番地５
債務者　篠塚　　彰
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第３６７号
新潟県五泉市太田１丁目10番１号
債務者　石井　茂夫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３２１号
愛知県知多市朝倉町146番地　アメニティ朝倉303
債務者　村瀬伊左夫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４６４号
名古屋市北区名城２丁目４番11―209号　市営城北荘
債務者　田村美也子（旧姓**佐藤**）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５６１号
愛知県瀬戸市京町２丁目47番地　パレス京町Ⅱ505
債務者　小笠原恵美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５７４号
名古屋市北区駒止町２丁目107番地　浅井荘202号
債務者　酒井　政敏
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６１６号
名古屋市緑区鳴子町１丁目62番地　鳴子荘６号
債務者　全並美江子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２４号
愛知県知立市来迎寺町南天白８番地３　カーサビアンカ405号
債務者　加藤　隆之
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６４３号
愛知県岡崎市鴨田町字山畔22番地１　ＯＨＩビル203
債務者　森川　　英
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６６４号
愛知県豊田市上野町３丁目30番地８　サンハイツ上野102号
債務者　川端絵理子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４９５号
京都市右京区梅津南広町25番地　コープ野村四条204号
債務者　圓城辰之助
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９６号
京都市右京区梅津南広町25番地　コープ野村四条204号
債務者　圓城　順子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４０号
京都市山科区勧修寺東出町30番地１　シャトータケムラⅡ502
債務者　藤井成二こと　洪　　成大
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４１号
京都市中京区西ノ京栂ノ尾町１―６　シティコーポ二条駅203号室　清水方、住民票上の住所京都市南区上鳥羽奈須野町７番地11
債務者　妹尾　明彦
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係